

「Nの研究室」ガイドライン

■このグループは承認制です

プロフィールが未記入の場合、参加申込をお断りする場合があります。参加申込される前に、プロフィール記入をお願いします。

■グループに参加いただいた方々へ

アナウンス投稿（【まずは自己紹介】）のコメント欄に、自己紹介をお願いします。

■コミュニティ目的

本オンラインコミュニティNの研究室（以下「N」という）は、流山でもっと楽しく、もっと前向きに暮らすためのポジティブな想いやアイデアを実現に向け、メンバー同士でシェアしたり、考えあったり、仲間をみつめたりすることで、発案から90日以内でプロジェクト化するためのコミュニティです。

想いが実現できる場として、メンバーがNを育てていくことを期待しています。

■ガイドライン

1. 運営

Nの運営は、流山市が行います。

2. 対応時間

原則として9：00～17：00（土日・祝日、年末年始等休日を除く）

3. お問い合わせ

市は、N内でのメンバーのコメントや投稿が、Nの目的やガイドラインから外れない限り原則として、Nに介入することはありません。

（発案日の指定・発案日から75日目・検討期間終了の告知は、市が行います。）

市はN内において、メンバーによる投稿、コメント、メッセージについてのご質問、お問い合わせなどに関して一切お答えしないことをご了承ください。

市に対するご質問・ご意見・ご要望は、流山市ホームページの市政へのご意見・ご要望入力フォームにてお問い合わせ願います。

<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/1008466/1008467/index.html>

4. メンバー

Nの目的に賛同し、Facebookアカウントを作成し、Facebookコミュニティ

規定を守る方々に、メンバー資格を与えるものとします。

<https://ja-jp.facebook.com/communitystandards/introduction>

5. メンバーの自己責任

- ①Nのメンバーは自己の責任と判断において参加するものとします。
- ②Nのメンバーによる投稿における情報の正確性、完全性、有用性において、市は保証することは無く、投稿したメンバーの自己責任によるものとします。
- ③Nへのメンバー申請をもって本ガイドラインに同意したものとし、メンバーが公開している情報へのNからのアクセスを承認したものとします。
- ④メンバー間及び第三者に損害が生じた場合、当事者同士で解決するものとします。
- ⑤Nの利用時、または一時的な停止や終了など不測の事態に生じたメンバーの損害に対しても、自己責任とします。
- ⑥Nは、Facebookコミュニティによって運営しています。Facebookのシステムに関わるメンバー及び第三者の損害に対し、メンバー自身の責任とします。

6. 禁止事項

以下のような行為と市が判断した場合には、そのメンバーに対し、投稿の削除、メンバー資格の取り消し、ブロック、利用停止、退会等の手続きをする場合があります。

- ①Facebookコミュニティ規定に違反する行為
- ②他メンバーや第三者に対し不快を与える行為
- ③Nの目的と異なる行為
- ④著しく事実と異なる投稿
- ⑤犯罪に関わる行為、犯罪を誘発させる行為
- ⑥自己宣伝・広告・政治・選挙・宗教等に関する利己的な行為
- ⑦Nの運営を妨害する行為
- ⑧市の信用を失墜させる行為
- ⑨メンバー資格の他人へ譲渡及び貸与
- ⑩その他、市がNの利用及び運営において不相当と判断した行為

7. 著作権

Nで提供しているレイアウト、デザイン、構造に関する著作権は、市およびその提供者に帰

属します。メンバーがNにおいて投稿した情報の著作権は、メンバー本人に帰属します。

他

のメンバーが権利者の承諾を得ず、複製・送信・譲渡・貸与等を行うことはできません。

8. メンバーに関する個人情報

市は、原則として、メンバーが登録したメンバー情報のうち、個人情報保護法における個人

情報にあたる情報においては、本人の同意を得ることなく第三者に開示することはありません。なお、法令に基づく場合はこの限りではありません。

9. 市に対する賠償

Nに送信した投稿情報、メンバーによるサービスの利用、メンバーのサービスへの接続、

メ

ンバーの本ガイドライン条項違反もしくは第三者の権利侵害に関連して生じたすべてのクレームや請求については、メンバーの責任で解決するものとします。そのクレームや請求へ

の対応に関連して市に費用が発生した場合、及び市が損害賠償金等の支払いを行った場合については、メンバーは弁護士費用を含んだ費用及び損害賠償金等を負担するものとします。

10. 準拠法・合意管轄

本ガイドラインは、日本法に準拠して解釈されるものとします。Nの利用に関し紛争が生じ

た際には、千葉地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。なお、日本以外の国からの

国際的利用については、認めていません。

11. その他

このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は市が定めるものとします。

本規約は、令和4年1月24日から発効し、適用されるものとします。